



三重県公報

令和7年3月25日 (火)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	人事委・教育委規則		
1	地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則	(人事委員会・教育委員会)	2
2	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	4
3	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	7
4	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則	(同)	8
5	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(同)	11
6	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	13
7	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	18
8	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(同)	19
9	公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	32
10	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	34
11	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	40
12	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	41
13	公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	(同)	42
14	公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	44

人事委員会 教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第二十五号）等の規定に基づき、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則

第一号

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則（令和四年 三重県人事委員会規則
第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 附 則 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四 条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則 第九條第二項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、 附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を 同法附則第九條第二項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第 四項までの規定により採用された職員をいう。 四～七 (略) 3 ～ 15 (略)	1 附 則 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四 条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則 第九條第三項の規定により読み替えて適用する場 合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、 附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を 同法附則第九條第三項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第 四項までの規定により採用された職員をいう。 四～七 (略) 3 ～ 15 (略)

（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則）

第二条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和四年 三重県人事委員会規則
第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 附 則 (略) (暫定再任用職員に対する経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法 律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若し くは第二項（これらの規定を同法附則第九條第二項の 規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則 第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若し	1 附 則 (略) (暫定再任用職員に対する経過措置) 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法 律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若し くは第二項（これらの規定を同法附則第九條第三項の 規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則 第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若し

くは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則第九条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第九条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。	くは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、この規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第七条の二の二第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同規則第九条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第九条の三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
3 （略）	3 （略）

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年 三重県人事委員会規則 第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 附 則 (略) (定義)	1 附 則 (略) (定義)
2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四・七 (略)	2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二 (略) 三 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 四・七 (略)
3 〓 7 (略)	3 〓 7 (略)

（令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

第四条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則（令和五年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 後
（令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員）	（令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員）
第二条 令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一〓四 (略)	第二条 令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一〓四 (略)
五 切替日以降に暫定再任用職員異動（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）	五 切替日以降に暫定再任用職員異動（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）

附則第四条第一項（この規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項（この規定を同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条第一項第五号において「<u>暫定再任用職員</u>」という。）について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員 六 （略）	附則第四条第一項（この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項（この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次条第一項第五号において「<u>暫定再任用職員</u>」という。）について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員 六 （略）
--	--

（県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

第五条 県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則（令和六年 ^{三重県人事委員会規則} ^{三重県教育委員会規則} 第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1・2 （略） （定義） 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） 一 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則 <u>第九条第一項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法 <u>附則第九条第一項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 三～五 （略） 4～7 （略）	附 則 1・2 （略） （定義） 3 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） 一 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則 <u>第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法 <u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 三～五 （略） 4～7 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 ^{第二号}
 三重県教育委員会規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 ^{三重県人事委員会規則} ^{三重県教育委員会規則} 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例第十条第四項の規則で定める事業) 第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 (略) 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当の支給を受けたもの 三 (略)	(条例第十条第四項の規則で定める事業) 第十一条の四 条例第十条第四項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 (略) 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第五十六条の三第一項第一号イに <u>該当する者に係る就業促進手当又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当</u> (雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の四に規定する就業促進定着手当を除く。)に相当する退職手当の支給を受けたもの 三 (略)

第十一号様式の九を次のように改める。

第 11 号様式の 9 削除

第十一号様式の九の二及び第十一号様式の九の三中「㊤」を削る。

第十四号様式から第十六号様式までの規定中「禁煙」を「喫煙禁止」に改める。

附 則

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第十一号様式の九の二及び第十一号様式の九の三の改正規定 公布の日
 - 二 第十一条の四及び第十一号様式の九の改正規定 令和七年四月一日
 - 三 第十四号様式から第十六号様式までの改正規定 令和七年六月一日
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

第三号

三重県教育委員会規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（兼務手当）	（兼務手当）
第五条 兼務手当は、次の各号のいずれかに該当する教育職員（養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が別に定める職員を除く。以下本条、第七条及び第十条において同じ。）に対して支給する。	第五条 兼務手当は、 <u>高等学校において、</u> 次の各号のいずれかに該当する教育職員（養護教諭、養護助教諭及び寄宿舎指導員を除く。以下本条、第七条及び第十条において同じ。）に対して支給する。
一 高等学校において、 <u>昼間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が夜間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び夜間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が昼間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合</u>	一 昼間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が夜間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び夜間部の授業又はその補助を本務とする教育職員が昼間部の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合
二 高等学校において、 <u>本校の授業又はその補助を本務とする教育職員が分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合、分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が本校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び一の分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が他の分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合</u>	二 本校の授業又はその補助を本務とする教育職員が分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合、分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が本校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合及び一の分校の授業又はその補助を本務とする教育職員が他の分校の授業（教科外活動の指導等を含む。）又はその補助をする場合
三 <u>夜間に授業を行う中学校（以下「夜間中学校」という。）又は高等学校の教育職員が、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定に基づき、本務として勤務する学校以外の夜間中学校又は高等学校の授業（教科外活動の指導等を含む。）をする場合</u>	三 教育職員が、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定に基づき、本務として勤務する学校以外の <u>高等学校の授業（教科外活動の指導等を含む。）をする場合</u>
四 高等学校の教育職員が、通信制の課程を置く高等	四 教育職員が、通信制の課程を置く高等学校におい

学校において本務として勤務する課程以外に通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行い、又は教育公務員特例法第十七条第一項の規定に基づき本務として勤務する学校以外の通信制の課程を置く高等学校において通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行う場合(条例第二十五条の規定により定時制通信教育手当を受ける者を除く。) 2 (略) (実習手当) 第七条 実習手当は、農業、水産若しくは家庭に関する学科又は窯業科を置く高等学校において、夜間に育すう、ふ卵、牛又は豚の分べん、さく乳、養蚕、催青、もみ乾燥、製茶、こうじづくり、温室用汽缶管理、果樹園管理、製炭、製氷、缶詰の原料処理及び製造、窯業又は県委員会が認める実習の指導を行う教育職員に対して支給する。 2 (略) (夜間中学教育業務手当) 第二十条 夜間中学教育業務手当は、次の各号に掲げる職員が本務として夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)に係る業務に従事した場合に支給する。 一 夜間中学校に勤務する校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)又は教頭(本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。) 二 (略) 2 (略)	て本務として勤務する課程以外に通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行い、又は教育公務員特例法第十七条第一項の規定に基づき本務として勤務する学校以外の通信制の課程を置く高等学校において通信制の課程の報告書の添削指導若しくは面接指導を行う場合(条例第二十五条の規定により定時制通信教育手当を受ける者を除く。) 2 (略) (実習手当) 第七条 実習手当は、農業、水産若しくは家庭に関する学科又は窯業科を置く高等学校において、夜間に育すう、ふ卵、牛又は豚の分べん、さく乳、養蚕、催青、もみ乾燥、製茶、こうじづくり、温室用汽缶管理、果樹園管理、製炭、製氷、缶詰の原料処理及び製造、窯業又は三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)が認める実習の指導を行う教育職員に対して支給する。 2 (略) (夜間中学教育業務手当) 第二十条 夜間中学教育業務手当は、次の各号に掲げる職員が本務として夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)に係る業務に従事した場合に支給する。 一 夜間に授業を行う中学校(以下「夜間中学校」という。)に勤務する校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)又は教頭(本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。) 二 (略) 2 (略)
--	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第四号

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則(昭和三十年 三重県人事委員会規則 第三号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
公立学校職員の扶養手当に関する規則 (目的) 第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「条例」という。)	公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則 (目的) 第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「条例」という。)

第十五条第五項及び第四十九条の規定に基づき、扶養親族の届出その他扶養手当の支給に関し必要な事項及び扶養親族の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (届出)	
第一条之二 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を三重県教育委員会又はその委任を受けた者（以下「認定権者」という。）に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族である要件を具備するに至つた者がある場合 二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族である子又は条例第十五条第二項第二号若しくは第四号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。）	2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族である要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日（三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める日）の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について適用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合 三 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届	

第十五条第八項及び第四十九条の規定に基づき、扶養親族の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

出に係るもののうち条例第十五条第四項に規定する期間にある子でなかつた者が当該期間にある子となつた場合 (認定の手続) 第二条 前条第一項による届出は、扶養親族届(第一号様式)により行うものとする。 (認定の基準) 第三条 認定権者が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。 一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者 11・11 (略)	(認定の手続) 第二条 条例第十五条第五項による届出は、扶養親族届(第一号様式)により行うものとする。 (認定の基準) 第三条 三重県教育委員会(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)(以下「認定権者」という。))が、職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届に記載の扶養親族が条例第十五条第二項に規定する要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて認定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を扶養親族として認定することはできない。 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者 11・11 (略)
---	--

第一号様式中「公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)第15条」と「公立学校職員の扶養手当に関する規則第1条の2第1項」と「勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得等もあれば所得の種類ごとに、その金額」を「給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとに金額(見込額)」と、「(例えば、婚姻、出生、60歳以上、収入の減少等)」を「(例えば、出生、60歳以上、収入の減少等)」と、「(例えば、離婚、死亡、収入の増加等)」を「(例えば、死亡、収入の増加等)」と改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則(次項において「旧規則」という。)に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の公立学校職員の扶養手当に関する規則に基づいて提出された書類とみなす。
- この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則の一部改正)

- 公立学校職員の総務事務システムを使用して給与関係手続を行う場合の特例に関する規則(平成二十二年三重県人事委員会規則 第一号)の一部を次のように改正する。

三重県教育委員会規則

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 給与関係手続 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号)、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第三号)、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四	(定義) 第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 (略) 二 給与関係手続 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号)、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第三号)、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則

号)、公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)、公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号)及び公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)の規定に基づき、様式等により行うこととされている届出その他の手続をいう。 (扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類の送付の特例) 第五条 扶養親族のある職員が認定権者を異にして異動した場合又は勤務学校を異にして異動した場合において、当該職員の扶養親族手当認定簿及び扶養親族届に記載すべきこととされている事項が総務事務システムにより管理されている場合であつて、異動後も引き続き総務事務システムにより管理されるときは、異動前の認定権者は、公立学校職員の扶養手当に関する規則第七条の規定にかかわらず、当該職員の扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類を異動後の認定権者に送付することを要しない。	則第四号)、公立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)、公立学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十四号)及び公立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号)の規定に基づき、様式等により行うこととされている届出その他の手続をいう。 (扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類の送付の特例) 第五条 扶養親族のある職員が認定権者を異にして異動した場合又は勤務学校を異にして異動した場合において、当該職員の扶養親族手当認定簿及び扶養親族届に記載すべきこととされている事項が総務事務システムにより管理されている場合であつて、異動後も引き続き総務事務システムにより管理されるときは、異動前の認定権者は、公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則第七条の規定にかかわらず、当該職員の扶養親族認定簿、扶養親族届及び証拠書類を異動後の認定権者に送付することを要しない。
--	--

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 第五号 三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則(昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(管理職員特別勤務手当の支給) 第十三条の四 条例第二十二條の三第三項の規定により規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。 2 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員(条例第二	(管理職員特別勤務手当の支給) 第十三条の四 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる職員以外の管理監督職員(条例第二十二條の三第一項に規定する管理監督職員をいう。以下同じ。) 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額 二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 別表第九の二上欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額 2 条例第二十二條の三第三項第一号の規定により規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

十二 条の三第一項に規定する管理監督職員をいう。 以下同じ。） 別表第九の上欄に掲げる職の区分に 応じ、同表の中欄に掲げる額																									
一 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職 員 別表第九の上欄に掲げる職の区分に応じ、同 表の中欄に掲げる額																									
3	(略)	3	(略)																						
4 次に掲げる場合には、条例第二十二 条の三第二項の 規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この 場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条 第一項の勤務とみなす。		4 条例第二十二 条の三第一項の勤務をした後、引き続 いて同条第二項の勤務をした職員には、その引き続く 勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を 支給しない。																							
一 条例第二十二 条の三第一項の勤務をした後、引き 続いて同条第二項の勤務をした場合																									
二 条例第二十二 条の三第二項の勤務をした後、引き 続いて同条第一項の勤務をした場合																									
5・6	(略)	5・6	(略)																						
附 則		附 則																							
(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理 職員特別勤務手当の支給額)		(条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員の管理 職員特別勤務手当の支給額)																							
11 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対 する第十三条の四第二項及び第三項の規定の適用につ いては、当分の間、これらの規定中「掲げる額」とある のは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その 額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを 百円に切り上げた額）」とする。		11 条例附則第十六項の規定の適用を受ける職員に対 する第十三条の四第一項及び第三項の規定の適用につ いては、当分の間、これらの規定中「掲げる額」とある のは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その 額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを 百円に切り上げた額）」とする。																							
別表第二（第十一条の二関係）		別表第二（第十一条の二関係）																							
くき地学校級別指定表		くき地学校級別指定表																							
<table><tr><td>学校名</td><td>級別区分</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td rowspan="4">一級</td></tr><tr><td>度会郡南伊勢町立南島東小学校</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>		学校名	級別区分	(略)	(略)	(略)	一級	度会郡南伊勢町立南島東小学校	(略)	(略)	<table><tr><td>学校名</td><td>級別区分</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td rowspan="4">一級</td></tr><tr><td>度会郡南伊勢町立南島東小学校</td></tr><tr><td>度会郡大紀町立鍋小学校</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>		学校名	級別区分	(略)	(略)	(略)	一級	度会郡南伊勢町立南島東小学校	度会郡大紀町立鍋小学校	(略)	(略)		(略)	
学校名	級別区分																								
(略)	(略)																								
(略)	一級																								
度会郡南伊勢町立南島東小学校																									
(略)																									
(略)																									
学校名	級別区分																								
(略)	(略)																								
(略)	一級																								
度会郡南伊勢町立南島東小学校																									
度会郡大紀町立鍋小学校																									
(略)																									
(略)																									
(略)																									
備考 (略)		備考 (略)																							
別表第四（第十一条の二関係）		別表第四（第十一条の二関係）																							
特別の地域に所在する学校指定表		特別の地域に所在する学校指定表																							
<table><tr><td>学校名</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>北牟婁郡紀北町立西小学校</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>		学校名	(略)	北牟婁郡紀北町立西小学校	(略)	<table><tr><td>学校名</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>北牟婁郡紀北町立西小学校</td></tr><tr><td>北牟婁郡紀北町立矢口小学校</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>		学校名	(略)	北牟婁郡紀北町立西小学校	北牟婁郡紀北町立矢口小学校	(略)													
学校名																									
(略)																									
北牟婁郡紀北町立西小学校																									
(略)																									
学校名																									
(略)																									
北牟婁郡紀北町立西小学校																									
北牟婁郡紀北町立矢口小学校																									
(略)																									
備考 (略)		備考 (略)																							
別表第九（第十三条の四関係）		別表第九（第十三条の四関係）																							
管理職員特別勤務手当額表		管理職員特別勤務手当額表																							
<table><tr><td rowspan="2">職</td><td>手当額（第十三条の四第一項第一号）</td><td>手当額（第十三条の四第三項第一号）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		職	手当額（第十三条の四第一項第一号）	手当額（第十三条の四第三項第一号）			<table><tr><td rowspan="2">職</td><td>手当額（第十三条の四第一項第一号）</td><td>手当額（第十三条の四第三項第一号）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		職	手当額（第十三条の四第一項第一号）	手当額（第十三条の四第三項第一号）														
職	手当額（第十三条の四第一項第一号）		手当額（第十三条の四第三項第一号）																						
職	手当額（第十三条の四第一項第一号）	手当額（第十三条の四第三項第一号）																							

備考 (略)	(略)	(略)
別表第九の二 (第十三条の四関係)	備考 (略)	(略)
管理職員特別勤務手当額表	別表第九の二 (第十三条の四関係)	備考 (略)
職 手当額 (第十三条の四第二項第二号) 手当額 (第十三条の四第三項第二号)	管理職員特別勤務手当額表	備考 (略)
(略) (略) (略)	職 手当額 (第十三条の四第一項第二号) 手当額 (第十三条の四第三項第二号)	(略) (略) (略)
備考 (略)	備考 (略)	(略)

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則 (令和四年 三重県人事委員会規則 第五号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 ～ 4 (略) 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第十三条の四第二項及び第三項の規定を適用する。 6 ～ 15 (略)	附 則 1 ～ 4 (略) 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の支給規則第十三条の四第一項及び第三項の規定を適用する。 6 ～ 15 (略)

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例 (昭和三十年三重県条例第十号) の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則 (昭和二十五年 三重県人事委員会規則 第一号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第八条 給与条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額 (次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分 (交替制勤務に従事する	第八条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額 (その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額 (特急等にあつては、通用期間が支給単位期間である特急等に係る定期券の価額の二分の一に相当する額) 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分 (交替制勤務に従事する

職員等にあつては、<u>一箇月当たりの平均通勤所要回数分</u>）の運賃等の額 2 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額) 第八条の二 条例第十六条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条若しくは第二十五条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規則で定める職員は、<u>一箇月当たりの平均通勤所要回数</u>が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。 (併用者の区分及び支給額) 第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額） 二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）</u> 同項第一号に定める額 三 (略) (特急等の利用の基準) 第十二条 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、	職員等にあつては、<u>平均一箇月当たりの通勤所要回数分。以下この号において同じ。）</u>の運賃等の額（特急等にあつては、特急等に係る回数乗車券等の通勤<u>二十一</u>回分の運賃等の額の二分の一に相当する額） 2 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等にかかる通勤手当の減額) 第八条の二 条例第十六条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第十九条若しくは第二十五条又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年三重県条例第二十七号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規則で定める職員は、<u>平均一箇月当たりの通勤所要回数</u>が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。 (併用者の区分及び支給額) 第八条の三 条例第十六条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。 一 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道二キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）<u>（一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第二号に定める額の合計額（同項第三号に規定する駐車施設利用職員にあつては、同号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u> 二 条例第十六条第一項第三号に掲げる職員のうち、<u>一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）</u> 同項第一号に定める額 三 (略) (特急等の利用の基準) 第十二条 条例第十六条第三項の規則で定める基準は、
---	---

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 特別急行列車等（条例第十六条第三項に規定する特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等のうち、高速自動車国道等の有料の道路（次号において「高速道路等」という。）を除いたものをいう。以下この号において同じ。） 特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県委員会が人事委員会と協議して認めるもの 二 高速道路等 高速道路等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が五十キロメートル以上であり、高速道路等を利用する場合におけるその利用距離が十キロメートル以上かつその利用により通勤距離が二十キロメートルを超えて長くないもの（高速道路等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県委員会が人事委員会と協議して認めるもの 2 特急等（前項第一号の特別急行列車等及び同項第二号の高速道路等をいう。以下同じ。）の利用に係る特急料金等（条例第十六条第三項に規定する特急料金等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特急等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 3 第七条の規定は、特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。 4 第八条の規定は、条例第十六条第三項に規定する特急料金等の額に相当する額（第十六条の二第四項において「特急料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「運賃等」とあるのは「特急料金等」と読み替えるものとする。 （支給日等） 第十六条の二 通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重	特急等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると県委員会が人事委員会と協議して認めるものであつて、特急等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると県委員会が人事委員会と協議して定めるものであることとする。 2 特急等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特急等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。 3 第七条の規定は、特急等に係る通勤手当の額の算出について準用する。 （支給日等） 第十六条の二 通勤手当は、支給単位期間（第四項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十
---	--

県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。	年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第四号）第二条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において <u>離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u>	2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において <u>離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u>
3 （略）	3 （略）
4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、<u>一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>、<u>条例第十六条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）</u>、<u>条例第十六条第二項第三号に規定する一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額及び特急料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急等が二以上ある場合にあつては、その合計額）の合計額（第十七条の二第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十六条第四項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。</u>	4 条例第十六条第四項の規則で定める通勤手当は、<u>次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u>
（返納の事由及び額等）	一 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして条例第十六条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 二 職員が条例第十六条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が六万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間 （返納の事由及び額等）
第十七条の二 （略）	第十七条の二 （略）
2 条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同	2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第五項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額

号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特急料金等の払戻しを、県委員会が人事委員会と協議して定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）	の合計額。以下この項において同じ。）が六万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、県委員会が人事委員会と協議して定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（当該事由に係る交通機関等が特急等の場合にあつては、当該額の二分の一に相当する額。次号において「払戻金相当額」という。）
一 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び県委員会が人事委員会と協議して定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）	二 一箇月当たりの運賃等相当額等が六万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ ロに掲げる場合以外の場合 六万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零） ロ 第十六条の二第四項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 六万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び県委員会が人事委員会と協議して定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）
3 条例第十六条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。 （支給単位期間） 第十七条の三 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的で	3 条例第十六条第五項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。 （支給単位期間） 第十七条の三 条例第十六条第六項に規定する規則で定める期間は、県委員会が人事委員会と協議して定める場合を除き、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的で

あると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、特急等以外の交通機関等に係る定期券及び特急等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあつては、当該特急等の利用に係る特急料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間	あると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特急等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、特急等以外の交通機関等に係る定期券及び特急等に係る定期券が一体として発行されているときにあつては、当該特急等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間
二 (略)	二 (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)前から引き続き公立学校職員に支給されている通勤手当(施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等(この規則による改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則(次項において「改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則」という。)第十六条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。)に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
- 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている公立学校職員には、当該通勤手当が支給されている間、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年三重県条例第二十五号。以下この項において「令和七年改正給与条例」という。)第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)及びこの規則による改正後の公立学校職員の通勤手当に関する規則の規定に基づき算出した一箇月当たりの通勤手当の額から、令和七年改正給与条例第二条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例及び改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則の規定に基づき算出した一箇月当たりの通勤手当の額を減じて得た額を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する(当該額が零である場合にあつては、支給しない。)

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第七号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年 ^{三重県人事委員会規則} 第二号)の ^{三重県教育委員会規則} 第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。	第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。
一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>二百十五</u> 以内	一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の <u>二百五</u> 以内
二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の <u>百二・五</u> 以	二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の <u>九十七・五</u>

内	以内
---	----

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 百分の三百十五以内 二 定年前三任用短時間勤務職員 百分の百五十以内	(勤勉手当の成績率) 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。 一 定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十五以内 二 定年前三任用短時間勤務職員 百分の百一・五以内

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第八号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）
 三重県教育委員会規則

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表					別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表				
イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表					イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特2 級	3 級	4 級		2 級	特2 級	3 級	4 級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
26		<u>1</u>			26		<u>2</u>		
27		<u>1</u>			27		<u>3</u>		
28		<u>1</u>			28		<u>4</u>		
29		<u>1</u>			29		<u>5</u>		
30		<u>1</u>			30		<u>6</u>		
31		<u>1</u>			31		<u>7</u>		
32		<u>1</u>			32		<u>8</u>		
33		<u>1</u>			33		<u>9</u>		
34		<u>1</u>			34		<u>10</u>		
35		<u>1</u>			35		<u>11</u>		
36		<u>1</u>			36		<u>12</u>		
37		<u>1</u>			37		<u>13</u>		
38		<u>2</u>			38		<u>14</u>		
39		<u>3</u>			39		<u>15</u>		
40		<u>4</u>			40		<u>16</u>		
41		<u>5</u>			41		<u>17</u>		
42		<u>6</u>			42		<u>18</u>		
43		<u>7</u>			43		<u>19</u>		
44		<u>8</u>			44		<u>20</u>		

45	9		45	21	
46	10		46	22	
47	11		47	23	
48	12		48	24	
49	13		49	25	
50	14	9	50	26	10
51	15	10	51	27	11
52	16	10	52	28	12
53	17	11	53	29	13
54	18	1	54	30	2
55	19	1	55	31	3
56	20	1	56	32	4
57	21	1	57	33	5
58	22	1	58	34	6
59	23	1	59	35	7
60	24	1	60	36	8
61	25	1	61	37	9
62	26	1	62	38	10
63	27	1	63	39	11
64	28	1	64	40	12
65	29	1	65	41	13
66	30	1	66	42	14
67	31	1	67	43	15
68	32	1	68	44	16
69	33	1	69	45	17
70	34	2	70	46	18
71	35	3	71	47	19
72	36	4	72	48	20
73	37	5	73	49	21
74	38	6	74	50	22
75	39	7	75	51	23
76	40	8	76	52	24
77	41	9	77	53	25
78	42	10	78	54	26
79	43	11	79	55	27
80	44	12	80	56	28
81	45	13	81	57	29
82	46	14	82	58	30
83	47	15	83	59	31
84	48	16	84	60	32
85	49	17	85	61	33
86	50	18	86	62	34
87	51	19	87	63	35
88	52	20	88	64	36
89	53	21	89	65	37
90	54	22	90	66	38
91	55	23	91	67	39
92	56	24	92	68	40
93	57	25	93	69	41
94	58	26	94	70	42
95	59	27	95	71	43
96	60	28	96	72	44
97	61	29	97	73	45
98	62	29	98	74	45
99	63	30	99	75	46
100	64	30	100	76	46
101	65	31	101	77	47
102	66	31	102	78	47
103	67	32	103	79	48
104	68	32	104	80	48
105	69	33	105	81	49
106	69	34	106	81	50
107	70	35	107	82	51
108	70	36	108	82	52
109	71	37	109	83	53
110	71	37	110	83	53
111	72	38	111	84	54
112	72	38	112	84	54
113	73	39	113	85	55
114	73	39	114	85	55

115	74	40	
116	74	40	
117	75	41	
118	75	41	
119	76	41	
120	76	41	
121	77	41	
122	77	41	
123	77	41	
124	77	41	
125	77	41	
126	78	42	
127	78	42	
128	78	42	
129	78	42	
130	78	42	
131	79	42	
132	79	42	
133	79	42	
134	79	42	
135	79	43	
136	80	43	
137	80	43	
138	80	43	
139	80	43	
140	80	43	
141	81	43	
142	81	43	
143	82	44	
144	82	44	
145	83	44	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38		<u>1</u>		
39		<u>1</u>		
40		<u>1</u>		
41		<u>1</u>		
42		<u>1</u>		
43		<u>1</u>		
44		<u>1</u>		
45		<u>1</u>		
46		<u>1</u>		
47		<u>1</u>		
48		<u>1</u>		
49		<u>1</u>		
50		<u>2</u>	<u>1</u>	
51		<u>3</u>	<u>1</u>	
52		<u>4</u>	<u>1</u>	
53		<u>5</u>	<u>1</u>	
54		<u>6</u>	<u>1</u>	
55		<u>7</u>	<u>1</u>	
56		<u>8</u>	<u>1</u>	
57		<u>9</u>	<u>1</u>	
58		<u>10</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
59		<u>11</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
60		<u>12</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
61		<u>13</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
62		<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
63		<u>15</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
64		<u>16</u>	<u>4</u>	<u>4</u>
65		<u>17</u>	<u>5</u>	<u>4</u>
66		<u>18</u>	<u>6</u>	<u>4</u>
67		<u>19</u>	<u>7</u>	<u>4</u>
68		<u>20</u>	<u>8</u>	<u>4</u>

115	86	56	
116	86	56	
117	87	57	
118	87	57	
119	88	57	
120	88	57	
121	89	57	
122	89	57	
123	89	57	
124	89	57	
125	89	57	
126	90	58	
127	90	58	
128	90	58	
129	90	58	
130	90	58	
131	91	58	
132	91	58	
133	91	58	
134	91	58	
135	91	59	
136	92	59	
137	92	59	
138	92	59	
139	92	59	
140	92	59	
141	93	59	
142	93	59	
143	94	60	
144	94	60	
145	95	60	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
38		<u>2</u>		
39		<u>3</u>		
40		<u>4</u>		
41		<u>5</u>		
42		<u>6</u>		
43		<u>7</u>		
44		<u>8</u>		
45		<u>9</u>		
46		<u>10</u>		
47		<u>11</u>		
48		<u>12</u>		
49		<u>13</u>		
50		<u>14</u>	<u>2</u>	
51		<u>15</u>	<u>3</u>	
52		<u>16</u>	<u>4</u>	
53		<u>17</u>	<u>5</u>	
54		<u>18</u>	<u>6</u>	
55		<u>19</u>	<u>7</u>	
56		<u>20</u>	<u>8</u>	
57		<u>21</u>	<u>9</u>	
58		<u>22</u>	<u>10</u>	<u>2</u>
59		<u>23</u>	<u>11</u>	<u>3</u>
60		<u>24</u>	<u>12</u>	<u>4</u>
61		<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>
62		<u>26</u>	<u>14</u>	<u>6</u>
63		<u>27</u>	<u>15</u>	<u>7</u>
64		<u>28</u>	<u>16</u>	<u>8</u>
65		<u>29</u>	<u>17</u>	<u>9</u>
66		<u>30</u>	<u>18</u>	<u>10</u>
67		<u>31</u>	<u>19</u>	<u>11</u>
68		<u>32</u>	<u>20</u>	<u>12</u>

69	<u>21</u>	<u>9</u>	<u>5</u>	69	<u>33</u>	<u>21</u>	<u>13</u>
70	<u>22</u>	<u>10</u>	<u>5</u>	70	<u>34</u>	<u>22</u>	<u>14</u>
71	<u>23</u>	<u>11</u>	<u>5</u>	71	<u>35</u>	<u>23</u>	<u>15</u>
72	<u>24</u>	<u>12</u>	<u>5</u>	72	<u>36</u>	<u>24</u>	<u>16</u>
73	<u>25</u>	<u>13</u>	<u>5</u>	73	<u>37</u>	<u>25</u>	<u>17</u>
74	<u>26</u>	<u>14</u>	<u>6</u>	74	<u>38</u>	<u>26</u>	<u>18</u>
75	<u>27</u>	<u>15</u>	<u>6</u>	75	<u>39</u>	<u>27</u>	<u>19</u>
76	<u>28</u>	<u>16</u>	<u>6</u>	76	<u>40</u>	<u>28</u>	<u>20</u>
77	<u>29</u>	<u>17</u>	<u>6</u>	77	<u>41</u>	<u>29</u>	<u>20</u>
78	<u>30</u>	<u>18</u>	<u>6</u>	78	<u>42</u>	<u>30</u>	<u>20</u>
79	<u>31</u>	<u>19</u>	<u>7</u>	79	<u>43</u>	<u>31</u>	<u>20</u>
80	<u>32</u>	<u>20</u>	<u>7</u>	80	<u>44</u>	<u>32</u>	<u>20</u>
81	<u>33</u>	<u>21</u>	<u>7</u>	81	<u>45</u>	<u>33</u>	<u>21</u>
82	<u>34</u>	<u>22</u>	<u>7</u>	82	<u>46</u>	<u>34</u>	<u>21</u>
83	<u>35</u>	<u>23</u>	<u>7</u>	83	<u>47</u>	<u>35</u>	<u>21</u>
84	<u>36</u>	<u>24</u>	<u>7</u>	84	<u>48</u>	<u>36</u>	<u>21</u>
85	<u>37</u>	<u>25</u>	<u>8</u>	85	<u>49</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
86	<u>38</u>	<u>26</u>	<u>8</u>	86	<u>50</u>	<u>38</u>	<u>22</u>
87	<u>39</u>	<u>27</u>	<u>8</u>	87	<u>51</u>	<u>39</u>	<u>22</u>
88	<u>40</u>	<u>28</u>	<u>8</u>	88	<u>52</u>	<u>40</u>	<u>22</u>
89	<u>41</u>	<u>29</u>	<u>9</u>	89	<u>53</u>	<u>41</u>	<u>22</u>
90	<u>42</u>	<u>30</u>		90	<u>54</u>	<u>42</u>	<u>22</u>
91	<u>43</u>	<u>31</u>		91	<u>55</u>	<u>43</u>	<u>23</u>
92	<u>44</u>	<u>32</u>		92	<u>56</u>	<u>44</u>	<u>23</u>
93	<u>45</u>	<u>33</u>		93	<u>57</u>	<u>45</u>	<u>23</u>
94	<u>46</u>	<u>34</u>		94	<u>58</u>	<u>46</u>	<u>23</u>
95	<u>47</u>	<u>35</u>		95	<u>59</u>	<u>47</u>	<u>23</u>
96	<u>48</u>	<u>36</u>		96	<u>60</u>	<u>48</u>	<u>23</u>
97	<u>49</u>	<u>37</u>		97	<u>61</u>	<u>49</u>	<u>24</u>
98	<u>50</u>	<u>38</u>		98	<u>62</u>	<u>50</u>	<u>24</u>
99	<u>51</u>	<u>39</u>		99	<u>63</u>	<u>51</u>	<u>24</u>
100	<u>52</u>	<u>40</u>		100	<u>64</u>	<u>52</u>	<u>24</u>
101	<u>53</u>	<u>41</u>		101	<u>65</u>	<u>53</u>	<u>25</u>
102	<u>54</u>	<u>42</u>		102	<u>66</u>	<u>54</u>	
103	<u>55</u>	<u>43</u>		103	<u>67</u>	<u>55</u>	
104	<u>56</u>	<u>44</u>		104	<u>68</u>	<u>56</u>	
105	<u>57</u>	<u>45</u>		105	<u>69</u>	<u>57</u>	
106	<u>58</u>	<u>45</u>		106	<u>70</u>	<u>57</u>	
107	<u>59</u>	<u>46</u>		107	<u>71</u>	<u>58</u>	
108	<u>60</u>	<u>46</u>		108	<u>72</u>	<u>58</u>	
109	<u>61</u>	<u>47</u>		109	<u>73</u>	<u>59</u>	
110	<u>62</u>	<u>47</u>		110	<u>74</u>	<u>59</u>	
111	<u>63</u>	<u>48</u>		111	<u>75</u>	<u>60</u>	
112	<u>64</u>	<u>48</u>		112	<u>76</u>	<u>60</u>	
113	<u>65</u>	<u>49</u>		113	<u>77</u>	<u>61</u>	
114	<u>65</u>	<u>50</u>		114	<u>77</u>	<u>62</u>	
115	<u>66</u>	<u>51</u>		115	<u>78</u>	<u>63</u>	
116	<u>66</u>	<u>52</u>		116	<u>78</u>	<u>64</u>	
117	<u>67</u>	<u>53</u>		117	<u>79</u>	<u>65</u>	
118	<u>67</u>	<u>53</u>		118	<u>79</u>	<u>65</u>	
119	<u>68</u>	<u>54</u>		119	<u>80</u>	<u>66</u>	
120	<u>68</u>	<u>54</u>		120	<u>80</u>	<u>66</u>	
121	<u>69</u>	<u>55</u>		121	<u>81</u>	<u>67</u>	
122	<u>70</u>	<u>55</u>		122	<u>82</u>	<u>67</u>	
123	<u>71</u>	<u>56</u>		123	<u>83</u>	<u>68</u>	
124	<u>72</u>	<u>56</u>		124	<u>84</u>	<u>68</u>	
125	<u>73</u>	<u>57</u>		125	<u>85</u>	<u>69</u>	
126	<u>74</u>	<u>58</u>		126	<u>86</u>	<u>70</u>	
127	<u>75</u>	<u>59</u>		127	<u>87</u>	<u>71</u>	
128	<u>76</u>	<u>60</u>		128	<u>88</u>	<u>72</u>	
129	<u>77</u>	<u>61</u>		129	<u>89</u>	<u>73</u>	
130	<u>77</u>	<u>61</u>		130	<u>89</u>	<u>73</u>	
131	<u>78</u>	<u>62</u>		131	<u>90</u>	<u>74</u>	
132	<u>78</u>	<u>62</u>		132	<u>90</u>	<u>74</u>	
133	<u>78</u>	<u>62</u>		133	<u>90</u>	<u>74</u>	
134	<u>78</u>	<u>62</u>		134	<u>90</u>	<u>74</u>	
135	<u>79</u>	<u>62</u>		135	<u>91</u>	<u>74</u>	
136	<u>79</u>	<u>62</u>		136	<u>91</u>	<u>74</u>	
137	<u>79</u>	<u>62</u>		137	<u>91</u>	<u>74</u>	
138	<u>79</u>	<u>62</u>		138	<u>91</u>	<u>74</u>	

139	80	62	
140	80	62	
141	80	62	
142	80	62	
143	81	62	
144	81	62	
145	81	62	
146	81	62	
147	82	62	
148	82	62	
149	82	62	
150	82	62	
151	83	62	
152	83	62	
153	83	63	
154	84	63	
155	84	63	
156	84	63	
157	85	64	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18		1		1
19		1		1
20		1		1
21		1		1
22		2		2
23		3		3
24		4		4
25		5		5
26		6		6
27		7		7
28		8		8
29		9		9
30		10		10
31		11		11
32		12		12
33		13		13
34		14	1	14
35		15	1	15
36		16	1	16
37		17	1	17
38		18	2	18
39		19	3	19
40		20	4	20
41		21	5	21
42		22	6	21
43		23	7	21
44		24	8	22
45		25	9	22
46		26	10	22
47		27	11	23
48		28	12	23
49		29	13	23
50		30	13	24
51		31	14	24
52		32	14	24
53		33	15	25
54		34	15	25
55		35	16	26
56		36	16	26
57		37	17	27
58		38	18	27
59		39	19	28
60		40	20	28
61		41	21	28

139	92	74	
140	92	74	
141	92	74	
142	92	74	
143	93	74	
144	93	74	
145	93	74	
146	93	74	
147	94	74	
148	94	74	
149	94	74	
150	94	74	
151	95	74	
152	95	74	
153	95	75	
154	96	75	
155	96	75	
156	96	75	
157	97	76	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18		2		2
19		3		3
20		4		4
21		5		5
22		6		6
23		7		7
24		8		8
25		9		9
26		10		10
27		11		11
28		12		12
29		13		13
30		14		14
31		15		15
32		16		16
33		17		17
34		18	2	18
35		19	3	19
36		20	4	20
37		21	5	21
38		22	6	22
39		23	7	23
40		24	8	24
41		25	9	25
42		26	10	26
43		27	11	27
44		28	12	28
45		29	13	29
46		30	14	30
47		31	15	31
48		32	16	32
49		33	17	33
50		34	18	33
51		35	19	33
52		36	20	34
53		37	21	34
54		38	21	34
55		39	22	35
56		40	22	35
57		41	23	35
58		42	23	36
59		43	24	36
60		44	24	36
61		45	25	37

62	42	21	28
63	43	21	28
64	44	22	29
65	45	22	29
66	46	22	29
67	47	23	29
68	48	23	29
69	49	23	30
70	49	24	30
71	50	24	30
72	50	24	30
73	51	25	30
74	51	25	31
75	52	25	31
76	52	25	31
77	53	26	31
78	53	26	
79	53	26	
80	54	26	
81	54	27	
82	54	27	
83	55	27	
84	55	27	
85	55	28	
86	56	28	
87	56	28	
88	56	28	
89	56	29	
90	56	29	
91	57	29	
92	57	29	
93	57	29	
94	57	29	
95	57	30	
96	58	30	
97	58	30	
98	58	30	
99	58	30	
100	58	30	
101	59	31	
102	59	31	
103	59	31	
104	59	31	
105	59	31	
106		31	
107		32	
108		32	
109		32	
110			
111			
112			
113			

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10					1
11					1
12					1
13					1
14					2
15					3
16					4
17					5
18		1	1		6
19		1	1		7
20		1	1		8
21		1	1		9

62	46	26	37
63	47	27	38
64	48	28	38
65	49	29	39
66	50	29	39
67	51	29	40
68	52	30	40
69	53	30	40
70	53	30	40
71	54	31	40
72	54	31	41
73	55	31	41
74	55	32	41
75	56	32	41
76	56	32	41
77	57	33	42
78	57	33	42
79	57	33	42
80	58	33	42
81	58	34	42
82	58	34	43
83	59	34	43
84	59	34	43
85	59	35	43
86	60	35	
87	60	35	
88	60	35	
89	60	36	
90	60	36	
91	61	36	
92	61	36	
93	61	37	
94	61	37	
95	61	37	
96	62	37	
97	62	37	
98	62	37	
99	62	38	
100	62	38	
101	63	38	
102	63	38	
103	63	38	
104	63	38	
105	63	39	
106		39	
107		39	
108		39	
109		39	
110		39	
111		40	
112		40	
113		40	

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10					2
11					3
12					4
13					5
14					6
15					7
16					8
17					9
18		2	2		10
19		3	3		11
20		4	4		12
21		5	5		13

22	<u>2</u>	<u>2</u>		<u>10</u>	22	<u>6</u>	<u>6</u>		<u>14</u>
23	<u>3</u>	<u>3</u>		<u>11</u>	23	<u>7</u>	<u>7</u>		<u>15</u>
24	<u>4</u>	<u>4</u>		<u>12</u>	24	<u>8</u>	<u>8</u>		<u>16</u>
25	<u>5</u>	<u>5</u>		<u>13</u>	25	<u>9</u>	<u>9</u>		<u>17</u>
26	<u>6</u>	<u>6</u>		<u>14</u>	26	<u>10</u>	<u>10</u>		<u>18</u>
27	<u>7</u>	<u>7</u>		<u>15</u>	27	<u>11</u>	<u>11</u>		<u>19</u>
28	<u>8</u>	<u>8</u>		<u>16</u>	28	<u>12</u>	<u>12</u>		<u>20</u>
29	<u>9</u>	<u>9</u>		<u>17</u>	29	<u>13</u>	<u>13</u>		<u>21</u>
30	<u>10</u>	<u>10</u>		<u>18</u>	30	<u>14</u>	<u>14</u>		<u>22</u>
31	<u>11</u>	<u>11</u>		<u>19</u>	31	<u>15</u>	<u>15</u>		<u>23</u>
32	<u>12</u>	<u>12</u>		<u>20</u>	32	<u>16</u>	<u>16</u>		<u>24</u>
33	<u>13</u>	<u>13</u>		<u>21</u>	33	<u>17</u>	<u>17</u>		<u>25</u>
34	<u>14</u>	<u>14</u>		<u>22</u>	34	<u>18</u>	<u>18</u>		<u>26</u>
35	<u>15</u>	<u>15</u>		<u>23</u>	35	<u>19</u>	<u>19</u>		<u>27</u>
36	<u>16</u>	<u>16</u>		<u>24</u>	36	<u>20</u>	<u>20</u>		<u>28</u>
37	<u>17</u>	<u>17</u>		<u>25</u>	37	<u>21</u>	<u>21</u>		<u>29</u>
38	<u>18</u>	<u>18</u>		<u>26</u>	38	<u>22</u>	<u>22</u>		<u>30</u>
39	<u>19</u>	<u>19</u>		<u>27</u>	39	<u>23</u>	<u>23</u>		<u>31</u>
40	<u>20</u>	<u>20</u>		<u>28</u>	40	<u>24</u>	<u>24</u>		<u>32</u>
41	<u>21</u>	<u>21</u>		<u>29</u>	41	<u>25</u>	<u>25</u>		<u>33</u>
42	<u>22</u>	<u>22</u>		<u>29</u>	42	<u>26</u>	<u>26</u>		<u>34</u>
43	<u>23</u>	<u>23</u>		<u>30</u>	43	<u>27</u>	<u>27</u>		<u>35</u>
44	<u>24</u>	<u>24</u>		<u>30</u>	44	<u>28</u>	<u>28</u>		<u>36</u>
45	<u>25</u>	<u>25</u>		<u>31</u>	45	<u>29</u>	<u>29</u>		<u>37</u>
46	<u>26</u>	<u>26</u>		<u>31</u>	46	<u>30</u>	<u>30</u>		<u>38</u>
47	<u>27</u>	<u>27</u>		<u>32</u>	47	<u>31</u>	<u>31</u>		<u>39</u>
48	<u>28</u>	<u>28</u>		<u>32</u>	48	<u>32</u>	<u>32</u>		<u>40</u>
49	<u>29</u>	<u>29</u>		<u>33</u>	49	<u>33</u>	<u>33</u>		<u>41</u>
50	<u>30</u>	<u>30</u>		<u>33</u>	50	<u>34</u>	<u>34</u>		<u>41</u>
51	<u>31</u>	<u>31</u>		<u>34</u>	51	<u>35</u>	<u>35</u>		<u>42</u>
52	<u>32</u>	<u>32</u>		<u>34</u>	52	<u>36</u>	<u>36</u>		<u>42</u>
53	<u>33</u>	<u>33</u>		<u>35</u>	53	<u>37</u>	<u>37</u>		<u>43</u>
54	<u>33</u>	<u>34</u>		<u>35</u>	54	<u>37</u>	<u>38</u>		<u>43</u>
55	<u>34</u>	<u>35</u>		<u>36</u>	55	<u>38</u>	<u>39</u>		<u>44</u>
56	<u>34</u>	<u>36</u>		<u>36</u>	56	<u>38</u>	<u>40</u>		<u>44</u>
57	<u>35</u>	<u>37</u>		<u>37</u>	57	<u>39</u>	<u>41</u>		<u>45</u>
58	<u>35</u>	<u>37</u>		<u>37</u>	58	<u>39</u>	<u>42</u>		<u>45</u>
59	<u>36</u>	<u>37</u>		<u>38</u>	59	<u>40</u>	<u>43</u>		<u>46</u>
60	<u>36</u>	<u>38</u>		<u>38</u>	60	<u>40</u>	<u>44</u>		<u>46</u>
61	<u>37</u>	<u>38</u>		<u>38</u>	61	<u>41</u>	<u>45</u>		<u>47</u>
62	<u>38</u>	<u>38</u>		<u>38</u>	62	<u>42</u>	<u>45</u>		<u>47</u>
63	<u>39</u>	<u>39</u>		<u>38</u>	63	<u>43</u>	<u>45</u>		<u>48</u>
64	<u>40</u>	<u>39</u>		<u>38</u>	64	<u>44</u>	<u>46</u>		<u>48</u>
65	<u>41</u>	<u>39</u>		<u>38</u>	65	<u>45</u>	<u>46</u>		<u>49</u>
66	<u>41</u>	<u>40</u>		<u>38</u>	66	<u>45</u>	<u>46</u>		<u>49</u>
67	<u>42</u>	<u>40</u>		<u>38</u>	67	<u>46</u>	<u>47</u>		<u>50</u>
68	<u>42</u>	<u>40</u>		<u>38</u>	68	<u>46</u>	<u>47</u>		<u>50</u>
69	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	69	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>61</u>	<u>50</u>
70	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	70	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>62</u>	<u>50</u>
71	<u>44</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	71	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>63</u>	<u>50</u>
72	<u>44</u>	<u>42</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	72	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>50</u>
73	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	73	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>50</u>
74	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	74	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>66</u>	<u>50</u>
75	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	75	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>67</u>	<u>50</u>
76	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	76	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>50</u>
77	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	77	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
78	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>	78	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
79	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>	79	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
80	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>	80	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
81	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>63</u>	<u>40</u>	81	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
82	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>64</u>	<u>40</u>	82	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
83	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>65</u>	<u>40</u>	83	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
84	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>66</u>	<u>40</u>	84	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
85	<u>47</u>	<u>46</u>	<u>67</u>	<u>41</u>	85	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
86	<u>47</u>	<u>46</u>			86	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
87	<u>47</u>	<u>46</u>			87	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
88	<u>48</u>	<u>46</u>			88	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
89	<u>48</u>	<u>47</u>			89	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>71</u>	<u>52</u>
90	<u>48</u>	<u>47</u>			90	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>72</u>	<u>52</u>
91	<u>48</u>	<u>47</u>			91	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>73</u>	<u>52</u>

92	48	47		
93	49	47		
94	49	47		
95	49	47		
96	49	48		
97	49	48		
98	50	48		
99	50	48		
100	50	48		
101	50	48		
102	50	48		
103	51	49		
104	51	49		
105	51	49		
106	51	49		
107	51	49		
108	52	49		
109	52	49		
110	52			
111	52			
112	52			
113	52			
114	52			
115	52			
116	52			
117	53			
118	53			
119	53			
120	53			
121	53			
122	53			
123	53			
124	53			
125	53			

備考 (略)

別表第8(第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級 から)	特 2 級	3 級
1	(略)	37(69)	29	(略)
2		38(70)	30	
3		39(71)	31	
4		40(72)	32	
5		41(73)	33	
6		42(74)	34	
7		43(75)	35	
8		44(76)	36	
9		45(77)	37	50
10		46(78)	38	52
11		47(79)	39	54
12		48(80)	40	56
13		49(81)	41	58
14		50(82)	42	60
15		51(83)	43	62
16		52(84)	44	64
17		53(85)	45	66
18		54(86)	46	68
19		55(87)	47	69
20		56(88)	48	69
21		57(89)	49	69
22		58(90)	50	69
23		59(91)	51	69
24		60(92)	52	69
25		61(93)	53	69
26		62(94)	54	69
27		63(95)	55	69
28		64(96)	56	69

92	52	54	74	52
93	53	55	75	53
94	53	55		
95	53	55		
96	53	55		
97	53	55		
98	54	55		
99	54	55		
100	54	56		
101	54	56		
102	54	56		
103	55	56		
104	55	56		
105	55	56		
106	55	56		
107	55	57		
108	56	57		
109	56	57		
110	56	57		
111	56	57		
112	56	57		
113	56	57		
114	56			
115	56			
116	56			
117	57			
118	57			
119	57			
120	57			
121	57			
122	57			
123	57			
124	57			
125	57			

備考 (略)

別表第8(第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級 から)	特 2 級	3 級
1	(略)	25(53)	25	(略)
2		26(54)	26	
3		27(55)	27	
4		28(56)	28	
5		29(57)	29	
6		30(58)	30	
7		31(59)	31	
8		32(60)	32	
9		33(61)	33	49
10		34(62)	34	50
11		35(63)	35	51
12		36(64)	36	52
13		37(65)	37	53
14		38(66)	38	54
15		39(67)	39	55
16		40(68)	40	56
17		41(69)	41	57
18		42(70)	42	58
19		43(71)	43	59
20		44(72)	44	60
21		45(73)	45	61
22		46(74)	46	62
23		47(75)	47	63
24		48(76)	48	64
25		49(77)	49	66
26		50(78)	50	68
27		51(79)	51	70
28		52(80)	52	72

29		65(98)	57	69	29		53(81)	53	74
30		66(100)	58		30		54(82)	54	76
31		67(102)	59		31		55(83)	55	78
32		68(104)	60		32		56(84)	56	80
33		69(105)	61		33		57(85)	57	82
34		70(106)	62		34		58(86)	58	84
35		71(107)	63		35		59(87)	59	85
36		72(108)	64		36		60(88)	60	85
37		73(110)	65		37		61(89)	61	85
38		74(112)	66		38		62(90)	62	85
39		75(114)	67		39		63(91)	63	85
40		76(116)	68		40		64(92)	64	85
41		77(125)	69		41		65(93)	65	85
42		78(134)	70		42		66(94)	66	85
43		79(142)	71		43		67(95)	67	85
44		80(145)	72		44		68(96)	68	85
45		81(145)	74		45		69(98)	69	85
46		82(145)	76		46		70(100)	70	
47		83(145)	78		47		71(102)	71	
48		84(145)	80		48		72(104)	72	
49		85(145)	81		49		73(105)	73	
50		86(145)	82		50		74(106)	74	
51		87(145)	83		51		75(107)	75	
52		88(145)	84		52		76(108)	76	
53		89(145)	87		53		77(110)	77	
54		90(145)	90		54		78(112)	78	
55		91(145)	93		55		79(114)	79	
56		92(145)	96		56		80(116)	80	
57		93(145)	99		57		81(125)	81	
58		94(145)	102		58		82(134)	82	
59		95(145)	105		59		83(142)	83	
60		96(145)	105		60		84(145)	84	
61		97(145)	105		61		85(145)	86	
62		98(145)	105		62		86(145)	88	
63		99(145)	105		63		87(145)	90	
64		100(145)	105		64		88(145)	92	
65		101(145)	105		65		89(145)	93	
66		102(145)	105		66		90(145)	94	
67		103(145)	105		67		91(145)	95	
68		104(145)	105		68		92(145)	96	
69		106(145)	105		69		93(145)	99	
70		108			70		94(145)	102	
71		110			71		95(145)	105	
72		112			72		96(145)	108	
73		114			73		97(145)	111	
74		116			74		98(145)	114	
75		118			75		99(145)	117	
76		120			76		100(145)	117	
77		125			77		101(145)	117	
78		130			78		102(145)	117	
79		135			79		103(145)	117	
80		140			80		104(145)	117	
81		142			81		106(145)	117	
82		144			82		108(145)	117	
83		145			83		110(145)	117	
84		145			84		112(145)	117	
85		145			85		114(145)	117	
86		145			86		116		
87		145			87		118		
88		145			88		120		
89		145			89		125		
90		145			90		130		
91		145			91		135		
92		145			92		140		
93		145			93		142		
94		145			94		144		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	(略)				106	(略)	145		
107					107		145		
108					108		145		

109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級 から)	特 2 級	3 級
1	(略)	49 (61)	(略)	61
2		50 (62)		62
3		51 (63)		63
4		52 (64)		68
5		53 (65)		73
6		54 (66)		78
7		55 (67)		84
8		56 (68)		88
9		57 (69)		89
10	18	58 (70)		89
11	19	59 (71)		89
12	20	60 (72)		89
13	21	61 (73)		89
14	(略)	62 (74)		89
15		63 (75)		89
16		64 (76)		89
17		65 (77)		89
18		66 (78)		89
19		67 (79)		89
20		68 (80)		89
21		69 (81)		89
22		70 (82)		89
23		71 (83)		89
24		72 (84)		89
25		73 (85)		89
26		74 (86)		89
27		75 (87)		89
28		76 (88)		89
29		77 (89)		89
30		78 (90)		
31		79 (91)		
32		80 (92)		
33		81 (93)		
34		82 (94)		
35		83 (95)		
36		84 (96)		
37		85 (97)		
38		86 (98)		
39		87 (99)		
40		88 (100)		
41		89 (101)		
42		90 (102)		
43		91 (103)		
44		92 (104)		
45		93 (106)		
46		94 (108)		
47		95 (110)		
48		96 (112)		
49		97 (113)		
50		98 (114)		
51		99 (115)		
52		100 (116)		
53		101 (118)		
54		102 (120)		
55		103 (122)		

109		145		
110		145		
111		145		
112		145		
113		145		
114		145		
115		145		
116		145		
117		145		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級 (3 級 から)	特 2 級	3 級
1	(略)	37 (49)	(略)	57
2		38 (50)		58
3		39 (51)		59
4		40 (52)		60
5		41 (53)		61
6		42 (54)		62
7		43 (55)		63
8		44 (56)		64
9		45 (57)		65
10	17	46 (58)		66
11	18	47 (59)		67
12	19	48 (60)		68
13	20	49 (61)		69
14	(略)	50 (62)		70
15		51 (63)		71
16		52 (64)		72
17		53 (65)		73
18		54 (66)		74
19		55 (67)		75
20		56 (68)		80
21		57 (69)		85
22		58 (70)		90
23		59 (71)		96
24		60 (72)		100
25		61 (73)		101
26		62 (74)		101
27		63 (75)		101
28		64 (76)		101
29		65 (77)		101
30		66 (78)		101
31		67 (79)		101
32		68 (80)		101
33		69 (81)		101
34		70 (82)		101
35		71 (83)		101
36		72 (84)		101
37		73 (85)		101
38		74 (86)		101
39		75 (87)		101
40		76 (88)		101
41		77 (89)		101
42		78 (90)		101
43		79 (91)		101
44		80 (92)		101
45		81 (93)		101
46		82 (94)		
47		83 (95)		
48		84 (96)		
49		85 (97)		
50		86 (98)		
51		87 (99)		
52		88 (100)		
53		89 (101)		
54		90 (102)		
55		91 (103)		

56		104(124)		
57		105(125)		
58		106(126)		
59		107(127)		
60		108(128)		
61		109(130)	70	
62		110(152)	72	
63		111(156)	74	
64		112(157)	76	
65		114(157)	77	
66		116(157)	78	
67		118(157)	79	
68		120(157)	83	
69		121(157)	87	
70		122(157)	91	
71		123(157)	95	
72		124(157)	100	
73		125(157)	102	
74		126(157)	104	
75		127(157)	105	
76		128(157)	105	
77		130(157)	105	
78		134(157)	105	
79		138(157)	105	
80		142(157)	105	
81		146(157)	105	
82		150(157)	105	
83		153(157)	105	
84		156(157)	105	
85		157(157)	105	
86		157(157)	105	
87		157(157)	105	
88		157(157)	105	
89		157(157)	105	
90		157		
91		157		
92		157		
93		157		
94		157		
95		157		
96		157		
97		157		
98		157		
99		157		
100		157		
101		157		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	(略)			
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	(略)	21	37	21
2		22	38	22
3		23	39	23
4		24	40	24
5		25	41	25

56		92(104)		
57		93(106)		
58		94(108)		
59		95(110)		
60		96(112)		
61		97(113)	69	
62		98(114)	70	
63		99(115)	71	
64		100(116)	72	
65		101(118)	73	
66		102(120)	74	
67		103(122)	75	
68		104(124)	76	
69		105(125)	77	
70		106(126)	78	
71		107(127)	79	
72		108(128)	80	
73		109(130)	82	
74		110(152)	84	
75		111(156)	86	
76		112(157)	88	
77		114(157)	89	
78		116(157)	90	
79		118(157)	91	
80		120(157)	95	
81		121(157)	99	
82		122(157)	103	
83		123(157)	107	
84		124(157)	112	
85		125(157)	114	
86		126(157)	116	
87		127(157)	117	
88		128(157)	117	
89		130(157)	117	
90		134(157)	117	
91		138(157)	117	
92		142(157)	117	
93		146(157)	117	
94		150(157)	117	
95		153(157)	117	
96		156(157)	117	
97		157(157)	117	
98		157(157)	117	
99		157(157)	117	
100		157(157)	117	
101		157(157)	117	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
106	(略)	157		
107		157		
108		157		
109		157		
110		157		
111		157		
112		157		
113		157		
114		157		
115		157		
116		157		
117		157		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	(略)	17	33	17
2		18	34	18
3		19	35	19
4		20	36	20
5		21	37	21

6	26	42	26	6	22	38	22
7	27	43	27	7	23	39	23
8	28	44	28	8	24	40	24
9	29	45	29	9	25	41	25
10	30	46	30	10	26	42	26
11	31	47	31	11	27	43	27
12	32	48	32	12	28	44	28
13	33	50	33	13	29	45	29
14	34	52	34	14	30	46	30
15	35	54	35	15	31	47	31
16	36	56	36	16	32	48	32
17	37	57	37	17	33	49	33
18	38	58	38	18	34	50	34
19	39	59	39	19	35	51	35
20	40	60	40	20	36	52	36
21	41	63	43	21	37	54	37
22	42	66	46	22	38	56	38
23	43	69	49	23	39	58	39
24	44	72	52	24	40	60	40
25	45	76	54	25	41	61	41
26	46	80	56	26	42	62	42
27	47	84	58	27	43	63	43
28	48	88	63	28	44	64	44
29	49	94	68	29	45	67	45
30	50	100	73	30	46	70	46
31	51	106	77	31	47	73	47
32	52	109	77	32	48	76	48
33	53	109	77	33	49	80	51
34	54	109	77	34	50	84	54
35	55	109	77	35	51	88	57
36	56	109	77	36	52	92	60
37	57	109	77	37	53	98	62
38	58	109	77	38	54	104	64
39	59	109	77	39	55	110	66
40	60	109	77	40	56	113	71
41	61	109	77	41	57	113	76
42	62	109	77	42	58	113	81
43	63	109	77	43	59	113	85
44	64	109	77	44	60	113	85
45	65	109	77	45	61	113	85
46	66	109	77	46	62	113	85
47	67	109	77	47	63	113	85
48	68	109	77	48	64	113	85
49	70	109	77	49	65	113	85
50	72	109	77	50	66	113	85
51	74	109	77	51	67	113	85
52	76	109	77	52	68	113	85
53	79	109	77	53	70	113	85
54	82	109		54	72	113	85
55	85	109		55	74	113	85
56	90	109		56	76	113	85
57	95	109		57	79	113	85
58	100	109		58	82	113	85
59	105	109		59	85	113	85
60	105	109		60	90	113	85
61	105	109		61	95	113	85
62	105	109		62	100	113	85
63	105	109		63	105	113	85
64	105	109		64	105	113	85
65	105	109		65	105	113	85
66	105	109		66	105	113	
67	105	109		67	105	113	
68	105	109		68	105	113	
69	105	109		69	105	113	
70	105	109		70	105	113	
71	105	109		71	105	113	
72	105	109		72	105	113	
73	105	109		73	105	113	
74	105	109		74	105	113	
75	105	109		75	105	113	

76		105	109	
77		105	109	
78		105		
79		105		
80		105		
81		105		
82		105		
83		105		
84		105		
85		105		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
110				
111				
112				
113				

ニ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	(略)	21	21	(略)	13
2		22	22		14
3		23	23		15
4		24	24		16
5		25	25		17
6		26	26		18
7		27	27		19
8		28	28		20
9		29	29		21
10		30	30		22
11		31	31		23
12		32	32		24
13		33	33		25
14		34	34		26
15		35	35		27
16		36	36		28
17		37	37		29
18		38	38		30
19		39	39		31
20		40	40		32
21		41	41		33
22		42	42		34
23		43	43		35
24		44	44		36
25		45	45		37
26		46	46		38
27		47	47		39
28		48	48		40
29		49	49		42
30		50	50		44
31		51	51		46
32		52	52		48
33		54	53		50
34		56	54		52
35		58	55		54
36		60	56		56
37		61	59		58
38		62	62		68
39		63	65		80
40		64	68		84
41		66	71		85
42		68	74		85
43		70	77		85
44		72	80		85
45		77	84		85
46		82	88		85
47		87	95		85
48		92	102		85
49		97	109		85
50		102	109		85

76		105	113	
77		105	113	
78		105	113	
79		105	113	
80		105	113	
81		105	113	
82		105	113	
83		105	113	
84		105	113	
85		105	113	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

ニ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	(略)	17	17	(略)	9
2		18	18		10
3		19	19		11
4		20	20		12
5		21	21		13
6		22	22		14
7		23	23		15
8		24	24		16
9		25	25		17
10		26	26		18
11		27	27		19
12		28	28		20
13		29	29		21
14		30	30		22
15		31	31		23
16		32	32		24
17		33	33		25
18		34	34		26
19		35	35		27
20		36	36		28
21		37	37		29
22		38	38		30
23		39	39		31
24		40	40		32
25		41	41		33
26		42	42		34
27		43	43		35
28		44	44		36
29		45	45		37
30		46	46		38
31		47	47		39
32		48	48		40
33		49	49		41
34		50	50		42
35		51	51		43
36		52	52		44
37		54	53		45
38		56	54		46
39		58	55		47
40		60	56		48
41		61	57		50
42		62	58		52
43		63	59		54
44		64	60		56
45		66	63		58
46		68	66		60
47		70	69		62
48		72	72		64
49		77	75		66
50		82	78		76

51		107	109		85	51		87	81		88
52		116	109		85	52		92	84		92
53		125	109		85	53		97	88		93
54		125	109		85	54		102	92		93
55		125	109		85	55		107	99		93
56		125	109		85	56		116	106		93
57		125	109		85	57		125	113		93
58		125	109		85	58		125	113		93
59		125	109		85	59		125	113		93
60		125	109	72	85	60		125	113	68	93
61		125	109	77	85	61		125	113	69	93
62		125	109	80	85	62		125	113	70	93
63		125	109	81	85	63		125	113	71	93
64		125	109	82	85	64		125	113	72	93
65		125	109	83	85	65		125	113	73	93
66		125	109	84	85	66		125	113	74	93
67		125	109	85	85	67		125	113	75	93
68		125	109	85	85	68		125	113	80	93
69		125	109	85	85	69		125	113	85	93
70		125	109	85	85	70		125	113	88	93
71		125	109	85	85	71		125	113	89	93
72		125	109	85	85	72		125	113	90	93
73		125	109	85	85	73		125	113	91	93
74		125	109	85		74		125	113	92	93
75		125	109	85		75		125	113	93	93
76		125	109	85		76		125	113	93	93
77		125	109	85		77		125	113	93	93
78		125	109	85		78		125	113	93	93
79		125	109	85		79		125	113	93	93
80		125	109	85		80		125	113	93	93
81		125	109	85		81		125	113	93	93
82		125	109	85		82		125	113	93	93
83		125	109	85		83		125	113	93	93
84		125	109	85		84		125	113	93	93
85		125	109	85		85		125	113	93	93
86		125				86		125	113	93	
87		125				87		125	113	93	
88		125				88		125	113	93	
89		125				89		125	113	93	
90		125				90		125	113	93	
91		125				91		125	113	93	
92		125				92		125	113	93	
93		125				93		125	113	93	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
110	(略)					110	(略)	125			
111						111		125			
112						112		125			
113						113		125			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)

- 2 令和七年四月一日(以下この項において「切替日」という。)に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十二條又は第二十三條の規定を適用する。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
 三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年 三重県人事委員会規則 第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（適用除外職員）	（適用除外職員）
第二条 条例第十五条の三第一項第一号の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。	第二条 条例第十五条の三第一項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
一 五 （略）	一 五 （略）
六 職員の扶養親族である者（職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第十五条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員	六 職員の扶養親族である者（条例第十五条第二項に規定する扶養親族で同条第五項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
（権衡職員の範囲）	（権衡職員の範囲）
第四条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第二項に該当する職員で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。	第四条 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第一号）第五条第二項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転の直前の住居であつた住宅（前条に規定する住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているものとする。
（支給の始期及び終期）	（支給の始期及び終期）
第八条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の三第一項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（県委員会が人事委員会と協議して定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で県委員会が人事委員会と協議して定	第八条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の三第一項の職員である要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、

める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。	第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第十号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年 三重県人事委員会規則 第十号)の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表第一 (第三条関係)							別表第一 (第三条関係)						
中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者							中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	(略)	(略)	4,000	4,900	7,400		1	(略)	(略)	3,500	4,200	6,800
	2			4,000	4,900	7,400		2			3,500	4,200	6,800
	3			4,000	4,900	7,400		3			3,500	4,200	6,800
	4			4,000	4,900	7,400		4			3,500	4,200	6,800
	5			4,300	5,100	7,500		5			3,700	4,400	6,900
	6			4,300	5,100	7,500		6			3,700	4,400	6,900
	7			4,300	5,100	7,500		7			3,700	4,400	6,900
	8			4,300	5,100	7,500		8			3,700	4,400	6,900
	9			4,500	5,200	7,600		9			3,800	4,500	7,100
	10			4,500	5,200	7,600		10			3,800	4,500	7,100
	11			4,500	5,200	7,600		11			3,800	4,500	7,100
	12			4,500	5,200	7,600		12			3,800	4,500	7,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	13			4,700	5,400	7,700	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	13			4,000	4,900	7,200
	14			4,700	5,400	7,700		14			4,000	4,900	7,200
	15			4,700	5,400	7,700		15			4,000	4,900	7,200
	16			4,700	5,400	7,700		16			4,000	4,900	7,200

17	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>	17	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>
18	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>	18	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>
19	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>	19	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>
20	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>	20	<u>4,300</u>	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>
21	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>	21	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>
22	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>	22	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>
23	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>	23	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>
24	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>	24	<u>4,500</u>	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>
25	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	25	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>
26	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	26	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>
27	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	27	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>
28	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>	28	<u>4,700</u>	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>
29	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>	29	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
30	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>		30	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
31	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>		31	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
32	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>		32	<u>4,900</u>	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
33	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		33	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
34	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		34	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
35	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		35	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
36	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>		36	<u>5,100</u>	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
37	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		37	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
38	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		38	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
39	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		39	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
40	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>		40	<u>5,300</u>	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
41	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		41	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
42	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		42	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
43	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		43	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
44	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>		44	<u>5,400</u>	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
45	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		45	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	<u>8,000</u>
46	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		46	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
47	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		47	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
48	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>		48	<u>5,600</u>	<u>6,100</u>	
49	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		49	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
50	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		50	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
51	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		51	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
52	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>		52	<u>5,700</u>	<u>6,300</u>	
53	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		53	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	
54	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		54	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	
55	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		55	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	
56	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>		56	<u>5,800</u>	<u>6,400</u>	

57	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	57	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>
58	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	58	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>
59	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	59	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>
60	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>	60	<u>6,000</u>	<u>6,600</u>
61	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	61	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>
62	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	62	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>
63	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	63	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>
64	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>	64	<u>6,100</u>	<u>6,800</u>
65	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	65	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>
66	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	66	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>
67	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	67	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>
68	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>	68	<u>6,300</u>	<u>6,900</u>
69	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	69	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>
70	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	70	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>
71	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	71	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>
72	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>	72	<u>6,400</u>	<u>7,000</u>
73	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	73	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>
74	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	74	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>
75	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	75	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>
76	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>	76	<u>6,500</u>	<u>7,100</u>
77	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	77	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>
78	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	78	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>
79	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	79	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>
80	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>	80	<u>6,700</u>	<u>7,200</u>
81	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	81	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>
82	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	82	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>
83	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	83	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>
84	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>	84	<u>6,800</u>	<u>7,300</u>
85	<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	85	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>
86	<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	86	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>
87	<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	87	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>
88	<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	88	<u>6,900</u>	<u>7,400</u>
89	<u>7,200</u>	<u>7,700</u>	89	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>
90	<u>7,200</u>		90	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>
91	<u>7,200</u>		91	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>
92	<u>7,200</u>		92	<u>6,900</u>	<u>7,500</u>
93	<u>7,200</u>		93	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>
94	<u>7,200</u>		94	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>
95	<u>7,200</u>		95	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>
96	<u>7,200</u>		96	<u>7,000</u>	<u>7,500</u>

	97			<u>7,300</u>				97			<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	
	98			<u>7,300</u>				98			<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	
	99			<u>7,300</u>				99			<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	
	100			<u>7,300</u>				100			<u>7,200</u>	<u>7,600</u>	
	101			<u>7,300</u>				101			<u>7,200</u>	<u>7,700</u>	
	102			<u>7,300</u>				102			<u>7,200</u>		
	103			<u>7,300</u>				103			<u>7,200</u>		
	104			<u>7,300</u>				104			<u>7,200</u>		
	105			<u>7,300</u>				105			<u>7,200</u>		
	106							106			<u>7,200</u>		
	107							107			<u>7,200</u>		
	108							108			<u>7,200</u>		
	109							109			<u>7,300</u>		
	110							110			<u>7,300</u>		
	111							111			<u>7,300</u>		
	112							112			<u>7,300</u>		
	113							113			<u>7,300</u>		
	114							114			<u>7,300</u>		
	115							115			<u>7,300</u>		
	116							116			<u>7,300</u>		
	117							117			<u>7,300</u>		
	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	(略)	(略)	<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	2			<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	3			<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	4			<u>4,000</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	5			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	6			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	7			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	8			<u>4,300</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
定年前再任用短時	9			<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	10			<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	(略)	(略)	<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	2			<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	3			<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	4			<u>3,500</u>	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	5			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	6			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	7			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	8			<u>3,700</u>	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
定年前再任用短時	9			<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	10			<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>

間勤務職員以外の職員	11	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>	間勤務職員以外の職員	11	<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	12	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>		12	<u>3,800</u>	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>
	13	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>		13	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
	14	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>		14	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
	15	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>		15	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
	16	<u>4,700</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>		16	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>
	17	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>		17	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	18	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>		18	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	19	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>		19	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	20	<u>4,900</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>		20	<u>4,300</u>	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	21	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>		21	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	22	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>		22	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	23	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>		23	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	24	<u>5,100</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>		24	<u>4,500</u>	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	25	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>		25	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	26	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>		26	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	27	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>		27	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	28	<u>5,300</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>		28	<u>4,700</u>	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>
	29	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>	<u>8,000</u>		29	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	30	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>			30	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	31	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>			31	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	32	<u>5,400</u>	<u>6,800</u>			32	<u>4,900</u>	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>
	33	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>			33	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	34	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>			34	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	35	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>			35	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	36	<u>5,600</u>	<u>6,900</u>			36	<u>5,100</u>	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>
	37	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>			37	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	38	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>			38	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	39	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>			39	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	40	<u>5,700</u>	<u>7,000</u>			40	<u>5,300</u>	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>
	41	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>			41	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
	42	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>			42	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
	43	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>			43	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
	44	<u>5,800</u>	<u>7,100</u>			44	<u>5,400</u>	<u>6,600</u>	<u>8,000</u>
	45	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>			45	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	<u>8,000</u>
	46	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>			46	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	
	47	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>			47	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	
	48	<u>6,000</u>	<u>7,200</u>			48	<u>5,600</u>	<u>6,800</u>	
	49	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>			49	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	
	50	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>			50	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>	

51	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	51	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>
52	<u>6,100</u>	<u>7,300</u>	52	<u>5,700</u>	<u>6,900</u>
53	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	53	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>
54	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	54	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>
55	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	55	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>
56	<u>6,300</u>	<u>7,400</u>	56	<u>5,800</u>	<u>7,000</u>
57	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	57	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>
58	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	58	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>
59	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	59	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>
60	<u>6,400</u>	<u>7,500</u>	60	<u>6,000</u>	<u>7,100</u>
61	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	61	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>
62	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	62	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>
63	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	63	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>
64	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>	64	<u>6,100</u>	<u>7,200</u>
65	<u>6,700</u>	<u>7,600</u>	65	<u>6,300</u>	<u>7,300</u>
66	<u>6,700</u>	<u>7,600</u>	66	<u>6,300</u>	<u>7,300</u>
67	<u>6,700</u>	<u>7,600</u>	67	<u>6,300</u>	<u>7,300</u>
68	<u>6,700</u>	<u>7,600</u>	68	<u>6,300</u>	<u>7,300</u>
69	<u>6,800</u>	<u>7,700</u>	69	<u>6,400</u>	<u>7,400</u>
70	<u>6,800</u>		70	<u>6,400</u>	<u>7,400</u>
71	<u>6,800</u>		71	<u>6,400</u>	<u>7,400</u>
72	<u>6,800</u>		72	<u>6,400</u>	<u>7,400</u>
73	<u>6,900</u>		73	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>
74	<u>6,900</u>		74	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>
75	<u>6,900</u>		75	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>
76	<u>6,900</u>		76	<u>6,500</u>	<u>7,500</u>
77	<u>6,900</u>		77	<u>6,700</u>	<u>7,500</u>
78	<u>6,900</u>		78	<u>6,700</u>	<u>7,500</u>
79	<u>6,900</u>		79	<u>6,700</u>	<u>7,500</u>
80	<u>6,900</u>		80	<u>6,700</u>	<u>7,500</u>
81	<u>7,000</u>		81	<u>6,800</u>	<u>7,600</u>
82	<u>7,000</u>		82	<u>6,800</u>	<u>7,600</u>
83	<u>7,000</u>		83	<u>6,800</u>	<u>7,600</u>
84	<u>7,000</u>		84	<u>6,800</u>	<u>7,600</u>
85	<u>7,200</u>		85	<u>6,900</u>	<u>7,700</u>
86	<u>7,200</u>		86	<u>6,900</u>	
87	<u>7,200</u>		87	<u>6,900</u>	
88	<u>7,200</u>		88	<u>6,900</u>	
89	<u>7,200</u>		89	<u>6,900</u>	
90	<u>7,200</u>		90	<u>6,900</u>	

91				7,200			91				6,900		
92				7,200			92				6,900		
93				7,200			93				7,000		
94				7,200			94				7,000		
95				7,200			95				7,000		
96				7,200			96				7,000		
97				7,300			97				7,200		
98				7,300			98				7,200		
99				7,300			99				7,200		
100				7,300			100				7,200		
101				7,300			101				7,200		
102				7,300			102				7,200		
103				7,300			103				7,200		
104				7,300			104				7,200		
105				7,300			105				7,200		
106							106				7,200		
107							107				7,200		
108							108				7,200		
109							109				7,300		
110							110				7,300		
111							111				7,300		
112							112				7,300		
113							113				7,300		
114							114				7,300		
115							115				7,300		
116							116				7,300		
117							117				7,300		
(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前再任用短時間勤務職員		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
 三重県教育委員会規則 第十一号

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（やむを得ない事情） 第二条 条例第十六条の二第一項及び第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二五 （略） （支給の始期及び終期） 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日（県委員会が人事委員会と協議して定める場合）にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県委員会が人事委員会と協議して定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）	（やむを得ない事情） 第二条 条例第十六条の二第一項及び第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二五 （略） （支給の始期及び終期） 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十六条の二第一項又は第三項の職員である要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
 三重県教育委員会規則 第十二号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条の八 (略) 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 一 (略) 二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合 3・4 (略) (特別休暇) 第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一 十三 (略) 十四 職員の妻の出産若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子若しくは中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴う入院の付添い等又は学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他の事情によるその子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間 十五 三十四 (略)	第七条の八 (略) 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第九条第二項又は条例第九条の二第一項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 一 (略) 二 当該請求に係る子が 条例第九条第二項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に、条例第九条の二第一項の規定による請求にあつては三歳に達した場合 3・4 (略) (特別休暇) 第十二条 条例第十五条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 一 十三 (略) 十四 職員の妻の出産、子（配偶者の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年における四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子の傷病等に伴い入院の付添い等を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合にあつては、当該日数に四日（中学校就学の始期に達するまでの子又は中学校就学の始期に達する日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある障がいのある子が二人以上の場合にあつては、八日）を加えた日数）の範囲内の期間 十五 三十四 (略)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子
 三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 第十三号
 三重県教育委員会規則

公立学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の地域手当に関する規則（平成十八年 ^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則} 第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給地域及び支給学校） 第二条 条例第十五条の二第一項前段の規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の学校で規則で定めるものは民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して、 <u>三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して適当であると認める学校とする。</u> 第三条 （略） 2 条例第十五条の二第二項第五号の規則で定める地域は三重県の地域とし、同号の規則で定める学校は当該地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると <u>県委員会が人事委員会と協議して認める学校とする。</u>	（支給地域及び支給学校） 第二条 条例第十五条の二第一項前段の規則で定める地域は別表に掲げる地域とし、同項後段の学校で規則で定めるものは別表に掲げる地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると <u>三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して認める学校とする。</u> 第三条 （略） 2 条例第十五条の二第二項第七号の規則で定める地域は三重県の地域とし、同号の規則で定める学校は当該地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると <u>県委員会が人事委員会と協議して認める学校とする。</u>

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

級 地	支 給 地 域
一 級 地	別に定める地域
二 級 地	
三 級 地	
四 級 地	
五 級 地	第三条第二項に掲げる地域
	別に定める地域

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）
- 2 令和十年三月三十一日までの間における公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第十五条の二第一項前段の規則で定める地域は、この規則による改正後の公立学校職員の地域手当に関する規則第二条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 3 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第二十五号。次項において「令和七年改正給与条例」という。）附則第九項の規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
- 一 二十パーセント級地 百分の二十
- 二 十六パーセント級地 百分の十六
- 三 十五パーセント級地 百分の十五
- 四 十四パーセント級地 百分の十四
- 五 十三パーセント級地 百分の十三
- 六 十二パーセント級地 百分の十二
- 七 十一パーセント級地 百分の十一
- 八 十パーセント級地 百分の十
- 九 九パーセント級地 百分の九
- 十 八パーセント級地 百分の八

- 十一 七パーセント級地 百分の七
- 十二 六パーセント級地 百分の六
- 十三 五パーセント級地 百分の五
- 十四 四・七パーセント級地 百分の四・七
- 十五 四パーセント級地 百分の四
- 十六 三パーセント級地 百分の三
- 十七 二パーセント級地 百分の二
- 十八 一パーセント級地 百分の一

- 4 令和七年改正給与条例附則第九項後段の規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。
(雑則)
- 5 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して定める。

附則別表 (附則第二項及び第四項関係)

級 地	支 給 地 域 及 び 支 給 学 校
二十パーセント級地	別に定める地域
十六パーセント級地	
十五パーセント級地	
十四パーセント級地	
十三パーセント級地	
十二パーセント級地	
十一パーセント級地	
十パーセント級地	
九パーセント級地	
八パーセント級地	
七パーセント級地	
六パーセント級地	
五パーセント級地	
四・七パーセント級地	公立学校職員の地域手当に関する規則第三条第二項に掲げる地域及び当該地域に所在する学校と同様に取り扱うことが適当であると三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議して認める学校
四パーセント級地	別に定める地域
三パーセント級地	
二パーセント級地	
一パーセント級地	

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月二十五日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則

三重県教育委員会規則 第十四号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年 三重県人事委員会規則 第五号）の一部 三重県教育委員会規則

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(報酬の支給制限) 第十条 法第三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちから任命された者については、この規則に基づく報酬、期末手当及び勤勉手当は支給しない。ただし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者又は法第三十八條の規定に基づく県委員会の許可を受けて勤務時間外に従事した者については、この限りでない。 (勤勉手当に係る在職期間の通算) 第二十条の七 第二十条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。<u>この場合において、同項中「第一條第一号イからくまでに掲げる者(期末手当の支給対象者に限る。)」とあるのは、「第八條第一項第一号イ及びロに掲げる者(勤勉手当の支給対象者に限る。)」と読み替えるものとする。</u> 2 (略) (勤勉手当の成績率) 第二十条の八 成績率は、<u>百分の二百十五</u>の範囲内で、県委員会が定めるものとする。	(報酬の支給制限) 第十条 法第三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第二十二條の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を除く。)のうちから任命された者については、この規則に基づく報酬及び期末手当は支給しない。ただし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第一項の規定により兼職及び他の事業等の従事を認められた者又は法第三十八條の規定に基づく県委員会の許可を受けて勤務時間外に従事した者については、この限りでない。 (勤勉手当に係る在職期間の通算) 第二十条の七 第二十条第一項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。 2 (略) (勤勉手当の成績率) 第二十条の八 成績率は、<u>百分の二百五</u>の範囲内で、県委員会が定めるものとする。
--	--

第二條 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率) 第二十条の八 成績率は、<u>百分の三百十五</u>の範囲内で、県委員会が定めるものとする。	(勤勉手当の成績率) 第二十条の八 成績率は、<u>百分の二百十五</u>の範囲内で、県委員会が定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一條の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則第二十条の八の規定は、令和六年十二月一日から適用する。